令和８年１１月　都営住宅（荒川区地元割当）

入居者募集のご案内

家族向・単身者向

【募集戸数】　２戸

【申込書配布期間】　令和８年１１月２４日（火）～１２月２日（水）

【申込期限】　令和８年１２月４日付消印有効
※区役所の窓口では受け付けいたしません

【抽せん日】
令和８年１２月１６日（水）午前１０時～
区役所北庁舎１階　１０１会議室
☆当選番号の発表☆
①抽せん日の午後２時頃から北庁舎２階で掲示（住まい街づくり課付近）
②抽せん日の午後６時以降、荒川区ホームページに掲載
・時間は予定です。
・**抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。**
☆抽せん結果のお知らせ☆
令和８年１２月２１日頃、はがきで発送予定

・都営住宅へ入居するには、入居資格を満たしていることが必要です。
このご案内をよくお読みください。
・このご案内は、申込みの結果が届くまで（抽せんに当せんされた方は入居まで）
必ず保管してください。

問い合わせ先　荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係
電話 3802−3111 内線 2824

都営住宅とは

住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。一般の賃貸住宅とは異なったさまざまな制限や義務が定められていますので、この募集案内をお読みになり、住まい方をよくご理解いただいたうえでお申込みください。

●住まい方

団地における共同生活では、一般の賃貸住宅と異なり、集会所や団地内広場など共同施設の維持管理、その他の日常生活のさまざまなことについて、入居する方同氏の約束ごとや取り決めが必要となります。

また、団地内通路の掃除、女装、排水溝の清掃など、共用部分の維持管理は入居する方同士で協力して行っていただきます。

これらの活動を行うため、自主的に組織される団体である自治会があります。自治会は、生活環境向上への取組、親睦組織などを通じて、住民同士の交流が深まるよう多種多様な活動を行っていますので、積極的な参加・協力をお願いします。

住まい方のルール(抜粋)

1　犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。
2　ごみは指定の場所、決められた子以外には出せません。
3　自動車等の無断駐車はできません。
4　自治会等が徴収する共益費は必ず支払う必要があります。
5　団地の広場や庭などで、菜園を耕作することはできません。
6　夜間に大騒ぎをする等、近隣に迷惑をかける行為をしてはいけません。
7　15階建以上の高層アパートでは、居住している階に関係なく、バルコニー手摺より高い位置に洗濯物を干したり、各種アンテナを設置したりできません。
8　バルコニーの戸境板等の付近に物を置くことはできません。
9　都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。
10　その他、共同生活の維持に必要となる行為は禁止されています。

●入居後のご注意

２２～２３ページをご覧ください。

詳しくは、入居時に東京都住宅供給公社から渡される「住まいのしおり」でお確かめください。

募集の概要

都営住宅では、部屋の間取りや広さなどにより、部屋ごとに入居できる人数を定めています。これに基づき、今回募集対象となった住宅を分類しています。この分類したものを「申込地区」といいます。入居資格をお確かめのうえ、申込地区一覧から入居する世帯人数に合う地区を一つ選び、お申込みください。

なお、募集する住宅は、原則、以前に居住者がいた住宅であり、新築同様ではありません。

申込みにあたっての注意

（１）申込書は、１世帯につき１通のみ有効です。次のような申込みはすべてが無効です。

① 同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず、複数（申込書２通以上）の申込みがあるとき。

② 世帯の構成や人数を変えても、同一人の氏名が２つ以上の申込みにあるとき。
※婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。

（２）他の都営住宅募集ですでに合格、登録されている方は、原則として申込みできません。他の募集が抽せん前または補欠となっている方は申込みできますが、他の募集で先に合格・登録となった場合は、他の募集で入居手続きを進めることとなり、今回の募集は失格となる場合があります。

（３）申込書を郵送した後は、地区・区分・申込者・同居親族の変更はできません。また、理由を問わず申込書等（抽せん番号のお知らせ・抽せん結果のお知らせを含む）は返却しません。

（４）証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、入居資格審査のときに提出していただきます。

（５）以前都営住宅にお住まいだった方または現在お住まいの方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。

（６）入居資格審査対象者となった方で、死亡により入居人数が減少した場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。

（７）近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。荒川区では「荒川区水害ハザードマップ」をホームページで公開していますので、申込み前にご確認ください。

（８）みなさんの入居後に、氏名、入居日、部屋番号等を自治会の役員にお知らせすることがあります。

（９）申込みの代行業者は、荒川区・東京都・東京都住宅供給公社とは全く関係ありません。

※申込みにあたっては、よくご検討のうえ、当せん（繰り上げを含む）後は、辞退や他の募集への申込みはご遠慮ください。

申込方法

（１）入居資格をお確かめのうえ、申込地区を１つだけ選んでください。
（２）申込書の太枠線内はすべて正確に記入してください。
空欄や、資格にあてはまらない記入のある申込書は受け付けできませんので、記入例（２６～３４ページ）を参考に、間違いのないように記入して下さい。
記入方法でご不明の点がありましたら、郵送する前にお問い合わせください。
荒川区役所　住まい街づくり課住宅係　☎０３―３８０２―３１１１ 内線２８２４
（３）申込書の郵便はがき（抽せん番号通知用、抽せん結果通知用）の２か所に日本郵便（株）発行の８５円切手（未使用で汚損・破損のないもの）を１枚ずつ、はがれないようにしっかりと貼りつけてください。
※切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
（４）申込書を折りたたみ、申込用封筒に申込書を入れ、１１０円切手を貼り、郵送してください。郵便料金不足のものは受け取りできません。なお、申込書が届いたかどうかのお問い合わせにはお答えいたしません。
（５）申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に、
「〒１１６－８５０１　荒川区荒川２－２－３　荒川区役所　住まい街づくり課住宅係宛」と書いて郵送してください。

当せん番号の発表（電話でのお問い合わせは受け付けておりません）

当せん番号の確認方法は次のとおりです。
・荒川区役所北庁舎２階　住まい街づくり課壁面に掲示（抽せん会当日の午後２時頃から１２月２８日（月）まで。ただし、土・日・祝日を除く午前８時３０分～午後５時）
・荒川区ホームページ（抽せん会当日午後６時以降に掲載予定）

抽せん結果のお知らせについて（電話でのお問い合わせは受け付けておりません）

当落に関わらず、通知はがきは１２月２１日（月）発送予定です。

入居資格審査

抽せんに当せんした方が入居資格審査にすすみ、申込みの内容を書類で証明していただきます。必要書類の概要は２１ページをお確かめください。
なお、必要書類の詳細を令和９年１月上旬に順次お送りします。
電話でのお問い合わせはご遠慮いただき、封筒の到着をお待ちください。

住宅のあっせん

入居資格審査に合格したあと、あっせんするお部屋の点検や補修等、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。
入居の用意ができ次第、東京都住宅供給公社よりあっせん通知を送付しますので入居時期に関するお問い合わせはご遠慮ください。
なお、棟・間取り・階数等の指定はできません。

その他

（１）通知はがき、書類等が届かない場合

・「抽せん番号の通知はがきが送られてこない。」

切手の貼り忘れや料金不足などの場合には送付されませんが、申込書に不備がなければ抽せんの対象となります。

・「抽せん結果の通知はがきが送られてこない。」

令和９年１月４日（月）以降に下記へお問い合わせください。

荒川区役所　防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係

電話３８０２－３１１１ 内線２８２４

（２）申込みをした後に、申込書に記入した住所から引越した場合

・申込みから抽せん結果が届くまで

最寄りの郵便局に「転居届」を提出し、抽せん番号・抽せん結果の通知はがきを受け取れるようにしてください。

・抽せんの結果、当選（入居資格審査対象者）・補欠者となった方

資格審査通知書を受け取れるよう、下記のところへ、はがきで連絡してください。

聞き間違い防止のため、電話でのご連絡は受け付けておりません。

〒116－8501　荒川区荒川２－２－３

荒川区役所　防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係

はがきに「令和８年１１月　都営住宅荒川区地元割当」と記載のうえ、

① 申込地区番号　②抽せん番号　③ 旧住所　④ 新住所及び郵便番号

⑤ 平日の日中に連絡が取れる電話番号　⑥ 申込者名

を記入してください。

都営住宅使用申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用しません。
なお、入居資格審査のときの提出書類等により取得した個人情報は、入居後の都営住宅等管理業務において利用させていただきますのでご了承ください。また、申込書及び書類等は返却しません。

都営住宅団地検索システムについて～マップで見る・探す～

都営住宅団地の位置や周辺環境がパソコンやスマートフォンからご覧いただけます。

また、都営住宅入居者募集サイトとも連携し、募集している住宅の詳細ページから、当該住宅の地図へリンクすることができます。

ぜひ、お申込みの参考にご活用ください。

※都営住宅団地検索システムでは、募集の有無に関係なく都営住宅団地を表示しています。
※地図上の位置は、住宅の所在する位置を大まかに示したものであり、実際に入居できる棟の位置は異なることがあります。また、近隣施設についても各施設の都合により変更になる場合があります。
※住宅が完成して間もない場合などは、表示されないことがあります。

URL：https://as.chizumaru.com/toeijutaku/top?account=toeijutaku&accmd=0

入居資格に関する基準日一覧表

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026 年	令和８年	11 月 24 日から12月２日まで
在留実績１年以上	2025 年	令和７年	12 月５日以前から日本に在留している
荒川区に３年以上居住	2023 年	令和５年	12 月5日以前から荒川区に居住している
小学校就学前の児童	2020 年	令和２年	４月２日以降の生まれ
16 歳以上、23 歳未満	2003 年 2010 年	平成 15 年 平成 22 年	11 月 24 日以降の生まれから 12 月３日以前の生まれまで
18 歳未満・未成年者	2008 年	平成 20 年	11月26日以降の生まれ
20 歳未満	2006 年	平成 18 年	11 月26日以降の生まれ
高校修了期までの子ども（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者）	2008 年	平成 20 年	４月２日以降の生まれ
成年者	2008 年	平成 20 年	12月３日以前の生まれ
60 歳以上	1966 年	昭和 41 年	12 月３日以前の生まれ
65 歳未満	1961 年	昭和 36 年	12 月４日以降の生まれ
65 歳以上	1961 年	昭和 36 年	12 月３日以前の生まれ
70 歳以上	1956 年	昭和 31 年	12 月３日以前の生まれ

民法改正に伴う申込資格の変更について

民法の一部改正により令和４年４月１日から、成年の年齢が１８歳に引き下げられました。
これに伴い、令和４年４月以降の募集から、１８歳以上の方が申込資格を有することになりました。

申込みから抽せんまでのスケジュール

申込書配付期間　１１月２４日（火）～12月2日（水）

申込書は、荒川区役所に届いたもののうち、12月4日までの消印のものを受け付けます。

※申込の内容が無効の場合は、
その理由を明記した文書を送付します。

抽せん番号のお知らせ　１２月１０日（木）はがき発送予定

切手が貼られていない、または料金が不足している場合等は、通知はがきを送付しません。

抽せん日　１２月１６日（水）

抽せん会　時間：午前９時30分～10時30分頃
場所：荒川区役所北庁舎１階　１０１会議室（荒川区荒川2-11-5）
結果発表　午後２時から、荒川区役所北庁舎２階　住まい街づくり課付近に
当せん番号を掲示します。

・抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。
・咳・発熱の症状がある方は入場をお断りする場合があります。
・北庁舎の掲示をご覧になる場合は、混雑緩和のため時間をずらしてお越しください。

抽せん結果のお知らせ　１２月２１日（月）はがき発送予定

落せん

補欠者

入居資格審査対象者に失格等が出た場合
順次繰り上げて審査を行います。

当せん（入居資格審査対象者）

・申込書の記入内容について、確認の電話をする場合があります。
・入居資格審査対象者には、１月上旬までに「資格審査通知書」を順次発送します。
・なお、入居資格審査に合格しないと入居できません。

入居資格審査から入居まで

入居資格審査　令和９年１月～２月

・必要書類を荒川区に持参のうえ、対面審査を受けていただきます。提出された書類はお返しいたしません。
・なお、申込みのときは書類は不要です。

↓

合 格 通 知 発 送

※ここから先は東京都住宅供給公社が行います。

・申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。
棟・間取り・階数等の指定はできません。
・住宅の使用許可日（入居）は令和９年６月～令和１０年２月頃までの予定です。
あき家の点検や補修等の都合（中東情勢の影響を含む）により、令和１０年３月以降になる場合もあります。

↓

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内
使用許可日の約１か月半前に発送

・使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等をお知らせします。
・入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認のうえ、必要書類を期日までにご返送ください。
・保証金として、住宅使用料の２か月分をお支払いいただきます。
・入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方１名（または、１法人）が必要です。
①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
・連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を経由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません）。

↓

住宅の下見　使用許可日の１か月前

下見は、指定の下見期間中に１回のみできます。（平日のみ）

↓

入居手続き　使用許可日の約２週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

↓

鍵の受け取り　使用許可日の約１週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りしますので、
管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

↓

入居　使用許可日から 15 日以内に引越ししてください。

※補欠で待機いただく方については、こちらのスケジュールとは異なる場合があります。

家族向の入居資格

申込期間に、次の１～５のすべてにあてはまることが必要です。

１　申込者が荒川区内に居住していること

（１）申込者が荒川区内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる１８歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。

（２）外国人については、（１）のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

ア　特別永住者およびその配偶者等

イ　中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）

ウ　中長期在留者（イ以外の在留資格）　※ただし申込期間において、在留実績が継続して１年以上あること。

２　同居親族がいること

同居親族・・申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同　　居・・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

（１）申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

（２）（１）のほか、次の方は申込みが出来ます。

ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者

イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。

ウ パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

（３）現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。

ア （２）にあてはまる方。

イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）。

ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は、当該他の親族から扶養されていない方で、２親等内の直系血族または２親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が９ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、３親等内の血族または姻族とします。

※ ２親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者（２０ページ親等図の黒丸数字の範囲）

３親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曽曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（２０ページ親等図のすべての範囲）

（４）同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者および配偶者等または中長期在留者で、上記（１）～（３）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。

（５）上記（１）～（４）にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。

なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

３　所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、１２ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。所得の計算方法は１３～１９ページでお確かめください。

4　住宅に困っていること（住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。）

（１）申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ　差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

（２）申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区　分	資　格　要　件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が２０歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が６０歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア　配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ　おおむね６０歳以上の方（申込期間に５７歳以上の方） ウ　１８歳未満の児童
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者 イ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度） ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に１８歳未満の児童が３人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表未満にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道９０分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道３０分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道６０分以上かかっていれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるバリアフリー仕様住宅のみです（募集住宅概要の備考欄でお確かめください。）。

※木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
	２人	30㎡未満	５人	57㎡未満
	３人	40㎡未満	６人	66.5㎡未満
	４人	50㎡未満	７人	76㎡未満

壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。

5　暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

単身者向の入居資格

申込期間に、次の１～６のすべてにあてはまることが必要です。

１　荒川区内に継続して３年以上居住していること

（１）荒川区内に継続して３年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
（２）外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、（１）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

２　配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

（１）配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
（２）現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（３）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
（３）同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア　同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道２時間以上かかる地域をいいます。
イ　居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること

入居資格基準表	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	２人	29㎡未満	５人	56㎡未満	
	３人	39㎡未満	６人	66㎡未満	
	４人	50㎡未満	７人	76㎡未満	

３　次の資格要件のいずれかにあてはまること

あてはまる資格要件の申込区分番号を申込書に記入してください。

申込区分	申込区分番号	資格要件
６０歳以上	１０１	６０歳以上であること。
身体障害者１級～４級	０２３	身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者であること。
単身精神障害者	１０３	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級～３級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	１０４	知的障害者で上記「単身精神障害者（区分 103）」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で１度～４度）であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	０２６	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	０２７	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（区内居住が３年未満でも可）
ハンセン病療養所入所者等	０３５	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身ＤＶ被害者	１０５	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設における保護が終了した日から起算して５年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから５年以内

4　所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、１２ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。
所得の計算方法は、１３～１９ページでお確かめください。

5　住宅に困っていること（住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。）

（１）住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後２か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
イ　差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記簿謄本等の提出が必要です。
（２）公的な住宅（UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区　分	資　格　要　件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の 20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	６０歳以上であること。
	心身障害者	次のいずれかにあてはまること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者 イ　重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度) ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給者	申込書配布期間に、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公営住宅等	通勤時間が長い	通勤時間が片道９０分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道３０分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道６０分以上かかっていれば対象とします。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるバリアフリー仕様住宅のみです（募集住宅概要の備考欄でお確かめください。）。

※木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

6　暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分（＊）	
	一般区分	特別区分
１人	０円～1,896,000 円	０円～2,568,000 円
２人	０円～2,276,000 円	０円～2,948,000 円
３人	０円～2,656,000 円	０円～3,328,000 円
４人	０円～3,036,000 円	０円～3,708,000 円
５人	０円～3,416,000 円	０円～4,088,000 円
６人	０円～3,796,000 円	０円～4,468,000 円

家族人数が７人以上の場合は、１人増えるごとに 38 万円を加算してください。

＊所得区分について
一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。
特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

（１）	心身障害者を含む世帯 申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～4 級の障害者 イ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～3 度） ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者
（２）	60 歳以上の世帯 申込者が 60 歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア　60 歳以上 イ　18 歳未満の児童
（３）	高校修了期までの子どもがいる世帯 同居親族に 18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある者がいること。
（４）	原子爆弾被爆者を含む世帯 申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付を受けていた方を含む）。
（５）	海外からの引揚者を含む世帯 申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）８月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
（６）	ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●年齢の基準日は、５ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

所得基準　確認の手順

下記の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。

申込者および同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、
所得を計算する。　…１４ページ
計算した所得金額を１９ページ１の表①に記入してください。

申込者および同居親族の合計所得が
前ページの所得基準を超える場合

特別控除金額を確認し、
合計額を計算する。　…１８ページ
計算した控除金額を１９ページ１の表②に
記入してください。

申込者および同居親族の合計所得が
前ページの所得基準の範囲内の場合

これ以上の計算は不要です。

世帯の所得金額を計算する。　…１９ページ

計算結果　世帯の所得金額 ＿＿＿＿＿＿ 円

家族人数を計算する。　…１９ページ

計算結果　家族人数 ＿＿＿＿＿＿ 人

所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する。　…１２ページ
※所得基準を超える場合は申込みできません。

所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については、所得金額を０円とします。
- 遺族年金、障害年金
- 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- 退職金等の一時的な所得

●２種類以上の収入がある場合
ひとりで２種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和５年４月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民票課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。
詳しくは１４ページ上段をご確認ください。

申込者および同居親族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として申込期間の「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在（申込期間）の所得」によることができます。
以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1　昨年１月１日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により、令和９年１月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく資格審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※ 退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を１２か月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、０円としてください。

	前年		退職		現在		
例１	Ａ社で仕事	→	退職	→	再就職Ｂ社	⇒	Ａ社とＢ社の収入を比較する
例２	自営業	→	廃業	→	年金受給開始	⇒	事業所得と年金を比較する
例３	Ｃ社で仕事	→	退職	→	無職・無収入	⇒	現在収入が無いため計算は不要

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を１９ページ１の表①に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
  ただし現在得ている収入の中に、前年１月１日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を１９ページ１の表①に記入して下さい。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

１　前年の給与所得を計算する

- 昨年１月から１２月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- 税法上の所得金額から１００,０００円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

（１）１枚の源泉徴収票に、前年のすべての収入が記載してある場合

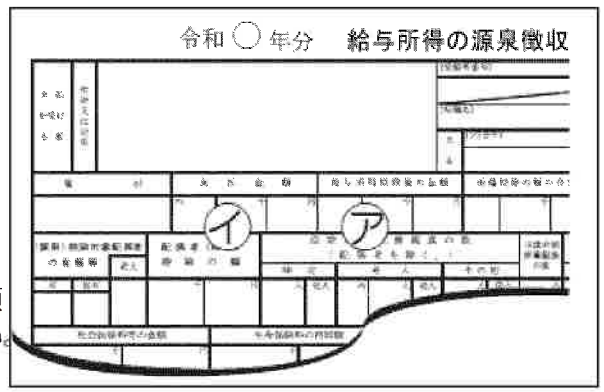
㋐給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から１００,０００円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

（２）２枚以上の源泉徴収票がある場合

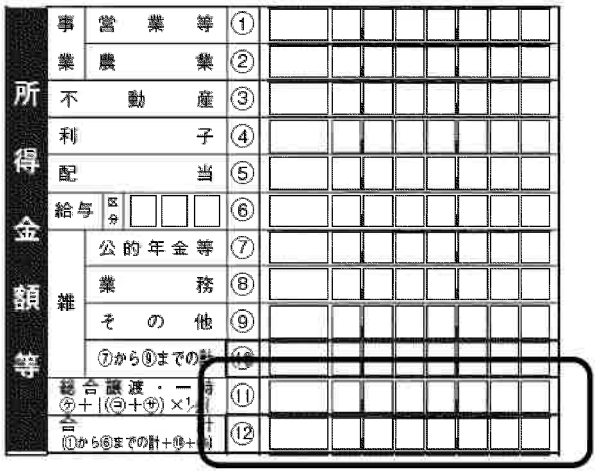
全ての源泉徴収票の㋑支払金額の合計額を１６ページ２の表の「12か月分の収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

（３）源泉徴収票がない場合

１６ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算して下さい。



2　前年の事業等所得を計算する



事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
- 確定申告していない場合は１７ページの表を利用して昨年１月から１２月までの所得を計算してください。入居資格審査の時には確定申告していることが必要です。

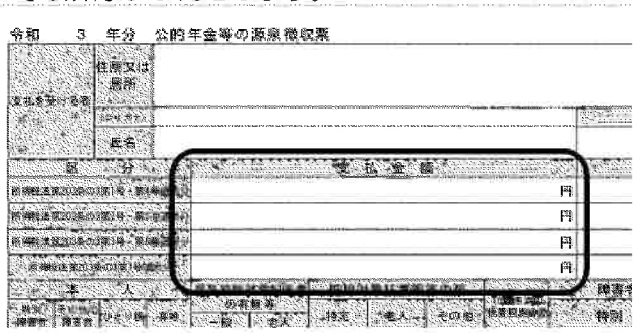
※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を１６ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の金額」に換算してください。

3　前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は０円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を１７ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。



「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1　現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
１６ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。
なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額０円とします。

2　現在の事業等所得を計算する

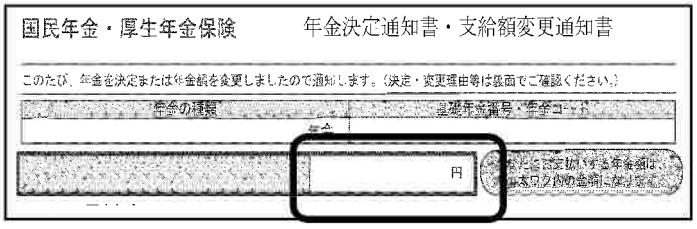
１７ページの表を利用して、12 か月分の所得を計算してください。
すでに廃業した事業については所得金額を０円とします。

3　現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた(または支給金額に変更があった)厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は０円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を１７ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算して下さい。



給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞　与
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
合計　か月(A)	円(B)	円(C)

【注】
・給与(諸手当を含む)とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入して下さい。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。

・仕事先が２か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）
前年１月から12月までの実際の収入を合算してください。
給与計（B）と賞与計（C）の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）
月の途中から仕事を辞めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入源です。

給与計（B）　円 ＋ 賞与計（C）　円 ＝ 収入　円

●働いた月(A)が12か月ない場合は、平均月額を12倍して見込の収入額を計算します。

給与計（B）　円 ÷ 月数（A）　か月 ×12＋ 賞与計（C）　円 ＝ 収入　円

※申込みの時点で、まだ１か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2　次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

１２か月分の収入額	→ 税法上の所得金額 →		都営住宅の所得金額
651,000円未満	０円		０円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額−650,000円		税法上の所得金額 −100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 12か月分の収入額 ÷ ４ ＝ Ａ →Ａの1,000円未満を切り捨てた額＝B →Bを右の計算式にあてはめてください。	B×2.8− 80,000円	
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B×3.2−440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額×0.9−1,100,000円		

●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください

計算した「都営住宅の所得金額」を１９ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入 － 必要経費 ＝ 所得金額
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
年 月	－ ＝
合計 か月（A）	所得金額計 円（B）

【注】
・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）
昨年の１月から 12 月までの実際の所得金額を計算してください。
収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）
●申込みする月の前月からさかのぼって、12 か月分の所得金額を計算してください。
●現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が 12 か月ないときは、所得金額の平均月額を 12 倍して、12 か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額（B） 円	÷	月数（A） か月	×12＝	12 か月分の所得金額 円

計算した所得金額を１９ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。
年金を受け取っている方が２人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65 歳以上	1,100,000 円まで	0円	0円
	1,100,001 円～3,299,999 円	年金収入額 － 1,100,000 円	「税法上の所得金額」－ 100,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 － 275,000 円	
65 歳未満	600,000 円まで	0円	0円
	600,001 円～1,299,999 円	年金収入額 － 600,000 円	「税法上の所得金額 」－ 100,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 － 275,000 円	

●年齢の基準日は、５ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。
●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください
●年金収入額が 4,100,000 円以上の場合は、住まい街づくり課へお問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を１９ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

特 別 控 除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①	老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
②	特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③	障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④	特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、5ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤	寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
			夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
⑥	ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

- 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- 年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。
- 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者がいない場合をいいます。
- 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額を19ページ1の表②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1　世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方の名前	①　年間所得金額 マイナスになる場合は０円と記入
	円
	円
	円
	円
年間所得金額合計（A）	円

－

②　特別控除	
老人扶養、特定扶養、（特別）障害者控除	
計　　円	
寡婦・ひとり親控除 ※	
計　　円	
特別控除金額合計（B）	

＝

世帯の所得金額
差引所得金額 （A）－（B） 円

（A）	（B）	（A）－（B）
１４～１７ページで計算したひとりひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。 ひとりで２種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。	１８ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。 ※寡婦・ひとり親控除額は、あてはまる方の所得が特別控除額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。 （例）所得金額が１０万円の方の控除額＝10 万円	年間所得金額合計（A）から特別控除金額合計（B）を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2　家族人数を計算する

①　申込者 〔1人〕	＋	②　同居親族数 〔　　人〕	＋	③　遠隔地扶養者数 〔　　人〕	＝	家族人数 〔　　人〕 所得基準表の家族人数には、この人数をあてはめます。

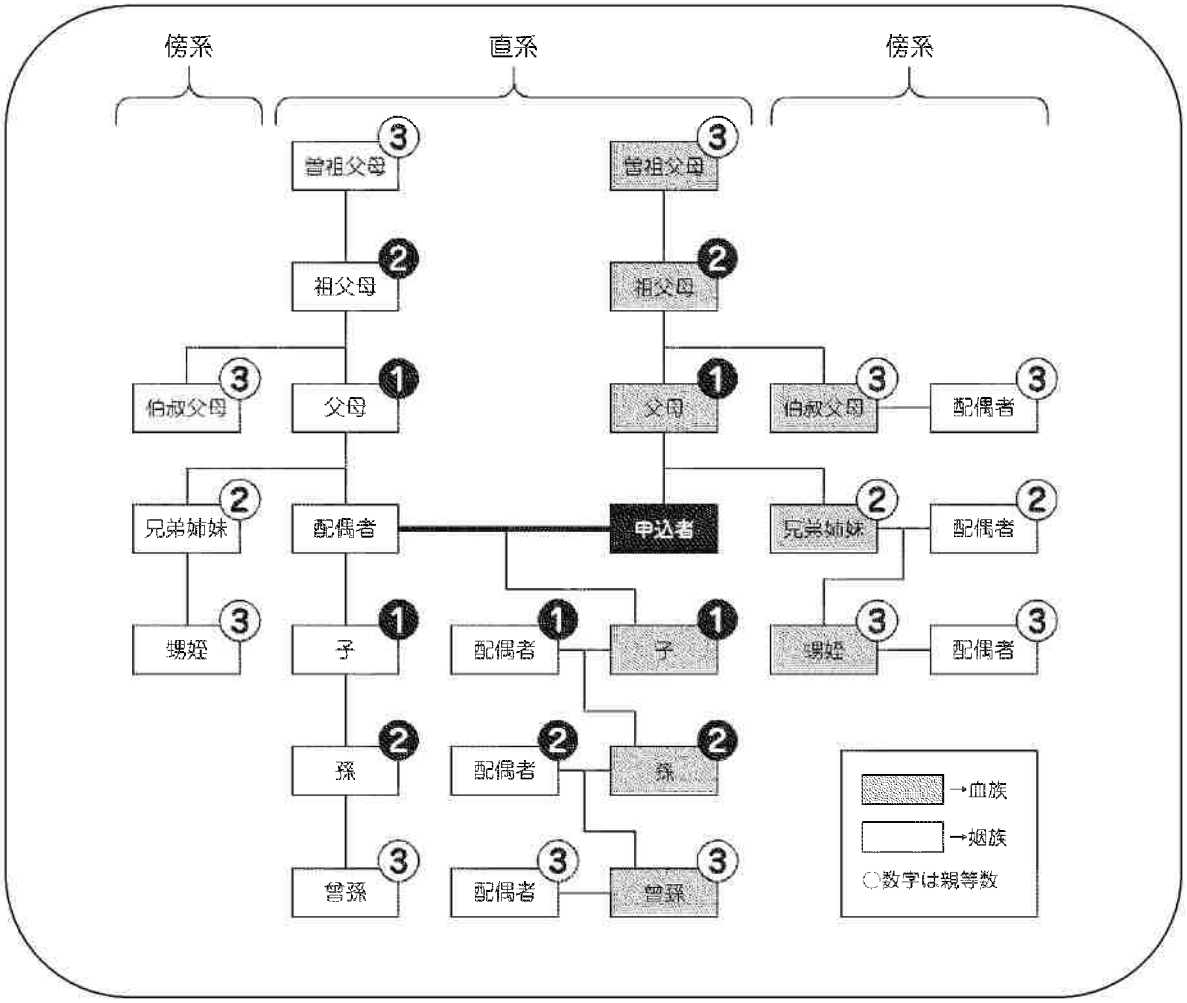
①	②	③
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人です。	同居親族とは、申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。 妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。	遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を１２ページの所得基準表にあてはめてください。
所得基準の範囲内であることが必要です。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和４年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第７条の２第２項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」とあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
・なお、入居資格審査のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

親等図（参考）



入居資格審査に必要な主な書類

当せんした方が用意する主な書類です。申込みのときには必要ありません。

- 当せんした方には、必要な書類のご案内を令和９年１月上旬までに順次郵便で発送します。郵便がお手元に届くまでお問い合わせの電話はご遠慮ください。
- 確認書類は入居する方全員分が必要です。
- 入居資格審査では、申込書に記入されている内容と確認書類を対面により照合し、入居資格の有無を判定します。申込書と確認書類の内容が異なる場合は入居できないことがあります。

●この表には主な書類を記載しています。詳しくは、入居資格審査の時にご案内します。

	入居資格要件	参照ページ	主な確認書類
家族向	荒川区内に居住していること	８	住民票
	在留資格を有していること（外国人の場合）	８	住民票
	同居親族がいること	８	住民票、戸籍全部事項証明書、外国人の方は大使館の証明書、パートナーシップに関する制度による証明書
単身者向	荒川区内に継続して３年以上居住していること	１０	住民票、住民票の除票、戸籍の附票など
	配偶者がいないこと	１０	戸籍全部事項証明書、外国籍の方は大使館の証明書
	単身者向の資格要件３にあてはまること	１０	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、生活保護受給証明書など
家族向・単身者向 共通	所得が定められた基準内であること	１２	住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金振込通知書など（所得の種類によって異なります）
	住宅に困っていること（※1、※2）	９、１１	申込時点のお住まいの住宅の賃貸借契約書、家賃の支払を確認できるもの、土地・建物の登記事項証明書など
	公的な住宅の名義人がいる、または名義人本人である場合 ＊公的な住宅とは、UR住宅、公社住宅、都民住宅、公的住宅（区民住宅）、公営住宅（都営、区営、市営など）をいいます。	９、１１	お住まいの住宅の家賃金額が確認できるもの、建替の決定がわかる証明書、お住まいの住宅の専用面積がわかる賃貸借契約書・使用許可書など（住宅の種類と区分により異なります）

※1　入居予定者の中に住宅や土地をお持ちの方（法定相続分も含む）がいる場合は、申込みできません。ただし、一部例外がありますので、入居資格のページでお確かめください。

※2　申込後から入居資格審査までの間に転居した方は、申込時にお住まいの住宅と、転居先の住宅の両方の賃貸借契約書と家賃支払が確認できるものが必要です。転居の際は、賃貸借契約書等を破棄しないようお願いします。

入居後のご注意

団地における共同生活では、一般の賃貸住宅と異なり、集会所や団地内広場など共同施設の維持管理、その他の日常生活のさまざまなことについて、入居する方同士の約束ごとや取り決めが必要となります。
入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

（1）東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理(ア～エ)および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合(オ)は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

ア　エレベーターの保守管理費
　エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ　台所流し用排水管の清掃費
　中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第１ますまでの排水管を年１回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ　共用部分の維持管理に係る費用
　共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて１か月１世帯約 500 円～6,000 円程度かかります。

エ　有線情報システムの維持管理費

オ　下記(2)のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

（2）自治会等(入居者が決定した会計責任者)が徴収するもの

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア～カの項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、**入居しているすべての方に支払い義務があります**(自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)ので、必ずお支払いください。

この費用は１ヵ月１世帯約 1,500 円～5,000 円程度かかります。

※自治会等(入居者)が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア　使用料金
　街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水設備、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ　上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ　各住戸から屋外の第１マスまでの雑排水管清掃を年１回程度行うために要する費用、およびＵ字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ　ごみ処理(未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む)および消毒に要する費用

オ　児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下しなどに要する費用
　（注）上記の料金のなかで、団地全体(例　街路灯等)と棟ごと(例　エレベーター等)に負担するものがあります。

カ　その他、自治会等(入居者)が決定した維持管理に要する費用

2　駐車場

団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センター☎03-3498-8894へお問い合わせください。駐車場を契約する際には保証金(使用料の３か月分)を支払っていただきます。ただし、全戸数分は設置されていませんので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しください。

3　テレビ受信設備

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。一部の住宅については、BS衛星放送が受信できます。

なお、一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また付加サービス（有料放送・電話サービス・インターネット等）についてもＣＡＴＶ事業者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても東京都は一切責任を負いません。

4　動物の飼育のお断り

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。

鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。

お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

5　住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

6　危険薬物の販売等および特殊詐欺の禁止

都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており、東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等および特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対行わないでください。

7　使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。

募集住宅概要

申込地区番号	１８０１
募集戸数	１戸

住宅名 （主な所在地）	町屋六丁目アパート （町屋６－２７ほか）
間取り (専用面積)	１DK （３２㎡）
入居対象	１人～２人
エレベーター	有
標準的な使用料	１７，５００円～３４，４００円
交通機関	東京メトロ千代田線・京成本線「町屋駅」 下車徒歩１５分
建設年度	平成１５年～１６年
仕様等	バリアフリー仕様

申込地区番号	１８０２
募集戸数	１戸

住宅名 （主な所在地）	東日暮里一丁目アパート （東日暮里１－１７）
間取り (専用面積)	2DK （３６㎡）
入居対象	１人～２人
エレベーター	無
標準的な使用料	１７，４００円～３４，２００円
交通機関	東京メトロ日比谷線「三ノ輪駅」下車徒歩３分
建設年度	昭和４５年
仕様等	

申込書の書き方（太枠線内のみ、必ず記入してください。）

～表面の記入例（世帯）～

(表面)令和8年11月　都営住宅(荒川区地元割当)使用申込書

抽せん番号	

令和８年 **11** 月 **25** 日

荒　川　区　長　殿

提出日の日付を記入してください。

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとするパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、使用承継者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

■太線枠内のみ、必ず記入してください。（はがき部分及び、裏面の太線枠内も忘れずに記入してください。）
■１世帯で２通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となります。

１．入居を希望する申込地区番号と、申込者について記入してください。
なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。
※単身で申込む方は、募集のご案内に記載の申込区分を確認し、該当する申込区分を選び、その番号を記入してください。

何も書かないでください。

申込地区番号	1801	申込区分(単身者のみ)	
申込者 現住所	〒 116 －0001 荒川区 町屋 1 丁目 1 番1-301 号 (方)		区内居住年数 10 年
申込者 フリガナ	アラカワ　タロウ	電話番号（携帯等）	
申込者 氏名	荒川　太郎	090-1234-5678	

※申込者が外国人である場合、記入してください。

在留期間	年　月　日まで	在留資格	

２．申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

※裏面も記入してください。

～裏面の記入例（世帯）～

（裏面）

3．申込者を含めた現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方の人数を記入してください。

現在、申込者を含め **2** 人で暮らしており、都営住宅には **2** 人（申込者を含めた合計人数）で入居する予定です。

【職業欄の例】
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・求職中・生活保護など

4．入居する全ての方について、記入してください。

※ここに書かれた入居親族の変更はできません。

（フリガナ） 氏　名	続柄	生年月日	年間所得金額	特別控除 種類（○で囲む）	職業
申込者	本人	大・昭・平・令 5年 9月 1日生 （満 33 歳）	2,200,000円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
アラカワ ハナコ 荒川 花子	妻	大・昭・平・令 7年 10月 1日生 （満 31 歳）	0円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	無職
		大・昭・平・令 年 月 日生 （満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
		大・昭・平・令 年 月 日生 （満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
		大・昭・平・令 年 月 日生 （満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
年間所得金額合計(A)			2,200,000円 募集のご案内を参照	特別控除金額合	
				差引所得金額(A)－(B)	2,200,000円 募集のご案内を参照

１２ページ～１７ページで計算した年間所得金額を記入してください。

ここに書かれた方以外は入居できません。
ただし、申込書期間後に出生した子は入居できます。

5．現在お住いの住宅の状況について、記入してください。

1 住宅の種類（○をつけてください）

（ア） 賃貸アパート・マンション　イ 借家　ウ 親族の持家
エ UR賃貸住宅　オ 公社住宅　カ 都民住宅・区民住宅
キ 都営住宅　ク 社宅・寮　ケ 母子生活支援施設
コ 借間　サ 自分の持家　シ その他（　　）

2 間取り（ 2 K・（DK）・LDK）
（1K・2DK等と記載してください。）
上記のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計（　　畳）

3 家賃（ 100,000 円）
（共益費、駐車場料金等除く）

6．都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。○を付けてください。

※「はい」に○を付けた方は、次のア～ウのいずれかに○を付けてください。

（いいえ）　はい

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取り壊し予定。
イ　差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
ウ　アとイ以外の理由。

以上で終了です。

～表面の記入例（ひとり親世帯）～

（表面）令和8年11月　都営住宅（荒川区地元割当）使用申込書

抽せん番号	

令和８年 11 月 25 日

荒　川　区　長　殿

提出日の日付を記入してください。

都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする[illegible]トナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

■太線枠内のみ、必ず記入してください。（はがき部分及び、裏面の太線枠内も忘れずに記入してください。）
■１世帯で２通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となります。

１．入居を希望する申込地区番号と、申込者について記入してください。
なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。
※単身で申込む方は、募集のご案内に記載の申込区分を確認し、該当する申込区分を選び、その番号を記入してください。

何も書かないでください。

申込地区番号	1801	申込区分（単身者のみ）	
申込者 現住所	〒 116 －0001 荒川区 町屋 1 丁目 1 番1-301号 （ 方）	区内居住年数	10 年
申込者 フリガナ	アラカワ　ハナコ	電話番号（携帯等）	
申込者 氏名	荒川　花子	090-1234-5678	

※申込者が外国人である場合、記入してください。

在留期間	年　月　日まで	在留資格	

２．申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

※裏面も記入してください。

～裏面の記入例（ひとり親世帯）～

（裏面）

3．申込者を含めた現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方の人数を記入してください。

現在、申込者を含め **2** 人で暮らしており、都営住宅には **2** 人（申込者を含めた合計人数）で入居する予定です。

【職業欄の例】
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・求職中・生活

4．入居する全ての方について、記入してください。
※ここに書かれた入居親族の変更はできません。

（フリガナ）氏　名	続柄	生年月日	年間所得金額	特別控除 種類（○で囲む）	
申込者 アラカワ　サクラ 荒川　桜	本人	大・昭・平・令 10年 9月 1日生（満 28歳）	2,000,000円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	派遣社員
	子	大・昭・平・令 2年 4月 10日生（満 6歳）	0円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
		大・昭・平・令 年 月 日生（満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4 5寡婦 6	
		大・昭・平・令 年 月 日生（満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2 3障害者 4 5寡婦 6	
		大・昭・平・令 年 月 日生（満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
年間所得金額合計（A）			2,000,000円 募集のご案内を参照	特別控除金額合計（B）	350,000円 募集のご案内を参照
				差引所得金額（A）－（B）	1,650,000 募集のご案内を参照

１２ページ～１７ページで計算した年間所得金額を記入してください。

１６ページをご覧ください。

ここに書かれた方以外は入居できません。
ただし、申込期間後に出生した子は入居できます。

5．現在お住いの住宅の状況について、記入してください。

1 住宅の種類（○をつけてください）	2 間取り（ **2** K・DK・LDK）
（ア） 賃貸アパート・マンション　イ 借家　ウ 親族の持家	（1K・2DK等と記載してください。）
エ UR賃貸住宅　オ 公社住宅　カ 都民住宅・区民住宅	上記のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計（　　畳）
キ 都営住宅　ク 社宅・寮　ケ 母子生活支援施設	3 家賃（ **100,000** 円）
コ 借間　サ 自分の持家　シ その他（　　）	（共益費、駐車場料金等除く）

6．都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。○を付けてください。
※「はい」に○を付けた方は、次のア～ウのいずれかに○を付けてください。

（いいえ）　はい

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取り壊し予定。
イ　差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
ウ　アとイ以外の理由。

以上で終了です。

～表面の記入例（高齢者世帯）～

（表面）令和8年11月　都営住宅（荒川区地元割当）使用申込書

抽せん番号	

令和８年 11 月 25 日

荒　川　区　長　殿

提出日の日付を記入してください。

京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
　また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
　暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

■太線枠内のみ、必ず記入してください。（はがき部分及び、裏面の太線枠内も忘れずに記入してください。）
■１世帯で２通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となります。

１．入居を希望する申込地区番号と、申込者について記入してください。
　なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。
　※単身で申込む方は、募集のご案内に記載の申込区分を確認し、該当する申込区分を選び、その番号を記入してください。

何も書かないでください。

申込地区番号	1801	申込区分（単身者のみ）	
申込者 現住所	〒 116 －0001 荒川区 町屋 1 丁目 1 番1-301 号 （ 方）	区内居住年数	10 年
申込者 フリガナ	アラカワ　タロウ	電話番号（携帯等）	
申込者 氏名	荒川　太郎		090-1234-5678

※申込者が外国人である場合、記入してください。

在留期間	年　月　日まで	在留資格	

２．申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

※裏面も記入してください。

～裏面の記入例（高齢者世帯）～

（裏面）

3．申込者を含めた現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方の人数を記入してください。

現在、申込者を含め［ 2 人］で暮らしており、都営住宅には［ 2 人］（申込者を含めた合計人数）で入居する予定です。

【職業欄の例】
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・求職中・生活保護など

4．入居する全ての方について、記入してください。
※ここに書かれた入居親族の変更はできません。

（フリガナ）氏名	続柄	生年月日	年間所得金額	特別控除 種類（○で囲む）	
申込者 アラカワ ハナコ 荒川 花子	本人	大・昭・平・令 30年 9月 1日生（満 71歳）	1,000,000円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
	妻	大・昭・平・令 27年 10月 1日生（満 74歳）	0円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
		大・昭・平・令 年 月 日生（満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養	
		大・昭・平・令 年 月 日生（満 歳）	募集のご案内を参照	5寡婦 6ひとり親	
		大・昭・平・令 年 月 日生（満 歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養 2特定扶養 3障害者 4特別障害者 5寡婦 6ひとり親	
年間所得金額合計（A）			1,000,000円 募集のご案内を参照	特別控除金額合計（B）	100,000円 募集のご案内を参照
				差引所得金額（A）－（B）	900,000円 募集のご案内を参照

１２ページ～１７ページで計算した年間所得金額を記入してください。

１６ページをご覧ください。

ここに書かれた方以外は入居できません。

5．現在お住いの住宅の状況について、記入してください。

1 住宅の種類（○をつけてください）	2 間取り（ 2 K・DK・LDK）
（ア） 賃貸アパート・マンション　イ 借家　ウ 親族の持家 エ UR賃貸住宅　オ 公社住宅　カ 都民住宅・区民住宅 キ 都営住宅　ク 社宅・寮　ケ 母子生活支援施設 コ 借間　サ 自分の持家　シ その他（　　）	（1K・2DK等と記載してください。） 上記のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計（　　畳） 3 家賃（ 100,000 円） （共益費、駐車場料金等除く）

6．都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。○を付けてください。
※「はい」に○を付けた方は、次のア～ウのいずれかに○を付けてください。

（いいえ） はい

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取り壊し予定。
イ　差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
ウ　アとイ以外の理由。

以上で終了です。

～表面の記入例（単身）～

(表面)令和8年11月　都営住宅(荒川区地元割当)使用申込書

抽せん番号	

令和８年 11 月 25 日

区　長　殿

提出日の日付を記入してください。

都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

■太線枠内のみ、必ず記入してください。（はがき部分及び、裏面の太線枠内も忘れずに記入してください。）
■１世帯で２通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となります。

８ページの「申込区分番号」から当てはまる番号を選んで記入してください。

１．入居を希望する申込地区番号と、申込者について記入してください。
なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。
※単身で申込む方は、募集のご案内に記載の申込区分を確認し、該当する申込区分を一つだけ選び、その番号を記入してください。

申込地区番号	1801	申込区分(単身者のみ)	101
申込者	〒 116 －0001 現住所 荒川区 町屋 1 丁目 1 番1-301 号 (方)		区内居住年数 10 年
	フリガナ アラカワ タロウ	電話番号（携帯等）	
	氏　名 荒川 太郎	090-1234-5678	

※申込者が外国人である場合、記入してください。

在留期間	年　月　日まで	在留資格	

２．申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

※裏面も記入してください。

～裏面の記入例（単身）～

（裏面）

3．申込者を含めた現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方の人数を記入してください。

現在、申込者を含め **1** 人で暮らしており、都営住宅には **1** 人（申込者を含めた合計人数）で入居する予定です。

【職業欄の例】
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・求職中・生活保護など

4．入居する全ての方について、記入してください。

※ここに書かれた入居親族の変更はできません。

（フリガナ） 氏　名	続柄　　生年月日	年間所得金額	特別控除 種類（○で囲む）	職業
申込者	大・昭・平・令 本人 30 年 9 月 1 日生 （満 71 歳）	0 円 募集のご案内を参照	1老人扶養　2特定扶養 3障害者　4特別障害者 5寡婦　6ひとり親	年金
	大・昭・平・令 年　月　日生 （満　歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養　2特定扶養 3障害者　4特別障害者 5寡婦　6ひとり親	
	大・昭・平・令 年　月　日生 （満　歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養　2特定扶養 3障害者　4特別障害者 5寡婦　6ひとり親	
	大・昭・平・令 年　月　日生 （満　歳）	円 募集のご案内を参照	1老人扶養　2特定扶養 3障害者　4特別障害者 5寡婦　6ひとり親	
	年間所得金額合計（A）	0 円 募集のご案内を参照	特別控除金額合計（B） 円 募集のご案内を参照	
			差引所得金額（A）－（B） 0 円 募集のご案内を参照	

１２ページ～１７ページで計算した年間所得金額を記入してください。

5．現在お住いの住宅の状況について、記入してください。

1　住宅の種類（○をつけてください） （ア） 賃貸アパート・マンション　イ 借家　ウ 親族の持家 エ UR賃貸住宅　オ 公社住宅　カ 都民住宅・区民住宅 キ 都営住宅　ク 社宅・寮　ケ 母子生活支援施設 コ 借間　サ 自分の持家　シ その他（　　）	2　間取り　（ 1 K・（DK）・LDK） （1K・2DK等と記載してください。） 上記のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計（　　畳） 3　家賃　（ 80,000 円） （共益費、駐車場料金等除く）

6．都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。○を付けてください。

※「はい」に○を付けた方は、次のア～ウのいずれかに○を付けてください。

（いいえ）　はい

ア　著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取り壊し予定。
イ　差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
ウ　アとイ以外の理由。

以上で終了です。

～ハガキ面の記入例～

都営住宅（荒川区地元割当）入居者募集

◎申込みの際の注意事項

・申込みは、１世帯あたり１回限りとします。

◎記入上の注意事項

・消せるボールペン（フリクションペン等）で記入しないでください。

・申込者全員が必要事項の記入をお願いします。

（表面）（裏面）　「都営住宅（荒川区地元割当）使用申込書」
「抽選番号のお知らせ」はがき（住所、氏名の記入）
「抽選結果のお知らせ」はがき（住所、氏名の記入）

※はがきには必ず85円切手を貼ってください。

切り離さないでください

８５円切手を必ずお貼りください。

郵便はがき

1 1 6 - 0 0 0 1

住所　荒川区
町屋1-1-1-101

氏名　荒川　太郎　様

〒116-8501　荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係
TEL　（3802）3111　内線2824

抽せん番号

８５円切手を必ずお貼りください。

郵便はがき

1 1 6 - 0 0 0 1

住所　荒川区
町屋1-1-1-101

氏名　荒川　太郎　様

〒116-8501　荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課住宅係
TEL　（3802）3111　内線2824

抽せん番号

切り離さないでください

８５円切手２枚を必ず貼ってください。
切手の貼り忘れや金額不足の場合は、お知らせの発送はできません。

都営住宅年間募集予定

（１）【家族向・単身者向】年４回定期募集

次回募集日程　２月１日（月）から　※申込方法によって詳細が異なります。

申込方法と募集日程		募集の内容
郵送申込み	申込書配付期間　２月１日（月）～９日（火） 申込書は郵送で２月16日(火)までに届いたものを受付けます。	家族向（ポイント方式） 単身者向け・シルバーピア（抽せん方式）
オンライン申込み	申込期間　２月１日（月）～16日（火） 上記期間内に都営住宅入居者募集サイトで申込み完了したものを受付けます。	

●郵送申込みのための募集案内・申込書は、申込書配付期間（土・日・祝日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。また、同期間中公社ホームページからダウンロードすることもできます。

●抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。

募集時期	募集の内容		備考
５月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）	抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も募集する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。	募集の概要については、広報東京都（毎月、第１日曜日に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社ホームページ（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
８月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者・シルバーピア（抽せん方式）		
１１月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		

（２）毎月募集（抽せん方式）

毎月中旬頃に募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。オンラインでもお申込みいただけます。

（３）随時募集（先着順方式…オンラインでお申込みいただけます。）

定期募集（年４回）および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。詳しくは、公社ホームページでお確かめください。必要な書類が速やかに提出され、入居資格審査が順調に進んだ場合は申込みから３～５か月程度で入居できます。

※インターネットのご利用が出来ない方は電話でお申込みください。

随時募集専用ダイヤル…　☎03-5467-9266

☆地元募集について

東京都・東京都住宅供給公社が募集するほかに、区・市・町では、それぞれの地元にお住まいの方を対象に募集を行う場合があります。詳しくは区・市・町の広報誌をご覧になるか、直接区役所、市役所、町役場におたずねください。

（４）お問い合せ先

●東京都住宅供給公社　都営住宅募集センター……☎03-3498-8894

聴覚に障害のある方で、募集の内容についてご質問のある場合はファックスでご連絡ください。……FAX 03-3409-4527

●テレホンサービス……☎03-6418-5571

都営住宅・都民住宅募集の概要を音声アナウンスでご案内しています。

プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれませんのでご注意ください。

●東京都住宅供給公社ホームページ　https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html

●都営住宅入居者募集サイト https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html

東京都住宅供給公社　都営住宅募集センター

☎０３－３４９８－８８９４　電話番号はおかけ間違いのないようにお願いいたします。

●営業時間　午前９時～午後６時（土・日・祝日・年末年始はお休みです。）

●住　　所　〒150-8322　渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3F

●東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道」駅下車

〔B2 出口〕徒歩７分　　〔B3 出口（エレベーター有）〕徒歩８分

●JR 山手線・埼京線、東京メトロ銀座線、京王井の頭線「渋谷」駅下車

〔東口〕徒歩１４分

●東急田園都市線、東急東横線、東京メトロ半蔵門線・副都心線「渋谷」駅下車

〔Ｂ３・Ｂ４出口〕徒歩 12 分

●ＪＲ「渋谷」駅〔東口〕からバス新橋駅前行「渋 88」４分

「青山学院前」下車徒歩２分